

# 個別規程 IIJ インターネットアクセスサービス

令和6年8月1日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(最低利用期間)

IIJ インターネットアクセスサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ インターネットアクセスサービス契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

## 第2条(IPアドレスの特定)

IIJ インターネットアクセスサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者は、IIJ インターネットアクセスサービスにおいて、当該サービスに関し使用する IP アドレスを指定するものとします。

3 契約者は、前項に基づき指定した以外の IP アドレスを使用して IIJ インターネットアクセスサービスを利用することはできません。

## 第3条(利用資格)

IIJ インターネットアクセスサービスを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス(相互接続の対象に、品目をタイプ V/PBB 接続品目、PBB 接続 タイプ 1、PBB 接続 タイプ 2 又は PBB 接続 タイプ 3 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを含むもの)に限りません。以下、当該 IIJ マネージドファイアウォールサービスを「指定サービス」といいます。)の契約者である必要があります。

2 契約者が、当社が提供する IIJ クラウドプロキシサービスの IIJ インターネットアクセスサービス接続オプションを利用する場合にあっては、前項に定める IIJ プライベートバックボーンサービスの相互接続の対象に指定サービスを含む必要はありません。

## 第4条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ インターネットアクセスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 増速及び減速
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

## 第 5 条(品質保証)

IIJ インターネットアクセスサービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 遅延時間
- (2) パケット損失率

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

## 第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ インターネットアクセスサービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

## 第 7 条(料金)

契約者が、IIJ インターネットアクセスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ インターネットアクセスサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 8 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ インターネットアクセスサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

## 第 9 条(品質保証違背時の減額)

IIJ インターネットアクセスサービスにおいて第 5 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙 1 に定めるところにより、IIJ インターネットアクセスサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 第 10 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認められた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

## 第 11 条(技術的事項)

IIJ インターネットアクセスサービスにおける技術的事項は、別紙 4 に定めるものとします。

## 附則

平成 26 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。

令和 2 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

# 別紙 1 IIJ インターネットアクセスサービスにおける品質保証 [第 5 条関係]

## 1 遅延時間

### (1) 保証基準

利用月における当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均遅延時間が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

#### 備考

(1)国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

### (2) 品質保証違背時の減額

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

## 2 パケット損失率

### (1) 保証基準

利用月における当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均パケット損失率が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	0.1%

#### 備考

(1)国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

### (2) 品質保証違背時の減額

基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

## 別紙 2 IIJ インターネットアクセスサービスにおける料金 [第 7 条 関係]

### 1 初期費用

IIJ インターネットアクセスサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 2 月額費用

IIJ インターネットアクセスサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 3 一時費用

(1) 第 4 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額

(2) IP アドレスを取得する場合にあっては、一申請毎に IP アドレス割当申請手数料として当社が別途契約者に示す金額

## 別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 8 条関係]

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

## 別紙 4 技術的事項 [第 11 条関係]

IIJ インターネットアクセスサービスにおける責任分界点は、当該サービスにおける当社のネットワーク接続装置と指定サービスにおける契約者のネットワーク接続装置との接続点とします。